

経営体育成交付金実施要綱

第1 趣旨

我が国農業は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化の進展、農地面積の減少等を受け厳しい状況におかれている。このような中で、農業生産の持続性を確保し、国民への食料の安定供給を図っていくためには、意欲ある多様な経営体の育成・確保を図っていくことが必要である。

また、近年の景気低迷等により農業雇用労働人口が減少していることから、農業雇用情勢の悪化に歯止めをかけることが急務となっている。

このため、それぞれの経営体が直面している課題に応じたきめ細やかな支援の実施を通じて、意欲ある多様な経営体を育成・確保するものとする。

第2 目標

本交付金を充てて行う事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する目標を定め、この目標の達成に取り組む地域を支援することにより、意欲ある多様な経営体の育成・確保の強化を図るものとする。

第3 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体及び地域が抱える経営体の育成・確保に関する課題を明確にするため、市町村長が経営体育成施設整備計画（当該市町村の区域内において、今後の農業を担う意欲ある多様な経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。以下「マスタープラン」という。）を作成することを基本とし、第2に掲げる目標の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

2 事業の内容

本事業は、意欲ある多様な経営体の育成・確保を図るものとして、次に掲げる事業により構成し、事業内容、事業実施主体、承認基準、事業実施期間及び交付率は、別表に掲げる内容とする。

（1）一般型

- ア 新規就農者補助事業
- イ 融資主体型補助事業
- ウ 追加的信用供与補助事業
- エ 集落営農補助事業
- オ 共同利用施設補助事業
- カ 経営体育成交流啓発事業

（2）雇用促進型

- ア 融資主体型補助事業
- イ 追加的信用供与補助事業

3 事業実施地区

マスタープランに基づき実施する事業については、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において行われるものとする。

ただし、農業振興地域以外の地域であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地区であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが、地域の経営体の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地区については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。

なお、マスタープランに基づき実施する事業における「地区」とは、地域の経営体の育成・確保に関する合意形成を図ることができると認められる範囲とし、具体的には、おおむね集落単位から市町村の区域までの範囲とする。

4 成果目標

マスタープランに定める成果目標は、当該事業実施地区における意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する目標として、一般型については、次の（１）から（３）までに掲げるいずれか又はすべての成果目標を、雇用促進型については、次の（３）の成果目標を設定するものとする。なお、一般型において、第２の目標を達成する観点から特に必要な場合にあっては、（４）の成果目標を設定することができるものとする。

- （１）経営体の育成・確保に関する目標
- （２）人材の育成・確保に関する目標
- （３）雇用の創出に関する目標
- （４）前各号に掲げるもののほか、地域が提案する目標

5 目標年度

成果目標の目標年度は、一般型については、マスタープランの承認のあった日の属する年度から５年度目、雇用促進型については、３年度目とする。

6 実施手続

（１）マスタープランの作成

２の（１）のアからオまで及び（２）の事業を実施しようとする市町村長（以下「計画主体」という。）は、次に掲げる事項を定めたマスタープランを作成するものとする。なお、マスタープランの作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、事業実施主体、関係機関等との調整を行い、当該事業を行うことについての地域内の十分な合意形成を図るものとする。

ア 地域農業の現状と将来ビジョン

イ 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標

ウ 施設整備計画

エ その他必要な事項

（２）マスタープランの承認等

ア 計画主体は、マスタープランを都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出を受けたマスタープランについて、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める要件をすべて満たすと認められる場合に、当該マスタープランの承認を行うものとする。

なお、都道府県知事は承認を行うに当たっては、その承認しようとするマスタープランの成果目標の妥当性等について、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議を行うものとする。

ウ 都道府県知事は、アにより提出を受けたマスタープランの内容等を踏まえ、毎年度、年度別実施計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

エ 都道府県知事は、承認したマスタープランに追加的信用供与補助事業が含まれる場合にあっては、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に承認したマスタープランの写しを送付するものとする。

（３）事業計画の作成等

２の（１）のカの事業を実施しようとする都道府県知事は、経営局長が別に定めるところにより、当該年度の事業計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

（４）マスタープラン等の重要な変更

（２）のア又は（３）により提出された計画について、経営局長が別に定める重要な変更を行う場合は、マスタープランにあっては（２）に掲げる手続に、事業計画にあっては（３）に掲げる手続に準じて行うものとする。

（５）マスタープランの残事業の取り扱い

（２）により承認を受けたマスタープランにおける平成23年度以降の事業（第３の２の（１）のオの共同利用施設補助事業を除く。）については、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（１）のアからエまでに掲げる事業に振り替えて実施するものとする。

第4 目標達成状況の報告等

- 1 計画主体は、マスタープラン承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、経営局長が別に定めるところにより、マスタープランに定められた成果目標等の達成状況を都道府県知事に報告するものとする。ただし、第3の6の（5）により振り替えて実施する事業（以下「振替事業」という。）を含むマスタープランの成果目標等の達成状況の報告は、経営局長が別に定める場合を除き、平成22年度に限るものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検し、マスタープランに定められた当該年度における成果目標等の達成が立ち遅れている等と判断したときは、計画主体等に対して適切な指導を行うとともに、その点検結果及び指導内容を地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、当該年度における成果目標等の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 計画主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標等の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあつては、3による地方農政局長からの報告を取りまとめ、公表するものとする。
- 5 第3の2の（1）の力の事業を実施した都道府県知事は、経営局長が別に定めるところにより、前年度の事業実績について、2の報告と併せて地方農政局長に報告するものとする。

第5 事業の評価

マスタープランに定められた目標年度の成果目標等の達成状況について、次に掲げる方法で評価を行うものとする。

- 1 計画主体は、経営局長が別に定めるところにより、目標年度におけるマスタープランに定められた成果目標等の達成状況について自ら評価し、都道府県知事に報告するものとする。ただし、振替事業を含むマスタープランの評価は、経営局長が別に定める場合を除き、行わないものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、この結果を踏まえ、必要に応じ計画主体等に対して指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標等の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 事業評価を行った計画主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあつては、3による地方農政局長からの報告を取りまとめ、公表するものとする。

第6 事業の推進体制等

- 1 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、都道府県協議会（経営局長が別に定めるところにより設置される都道府県担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）の積極的な活用を努めるものとする。
- 2 計画主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、地域協議会（経営局長が別に定めるところにより設置される地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）の積極的な活用を努めるものとする。
- 3 農林水産省本省、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局は、本事業の地域の実情に即した効果的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに関係部局が一

体となって、本事業の実施についての指導助言に当たるものとする。

第7 関連施策との連携

事業実施主体は、本事業以外の経営体の育成・確保に関する各種施策の積極的な活用に努めるものとする。

第8 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることにかんがみ、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の施行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、指導監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることができる。

第9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、経営局長が別に定めるところにより、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、経営局長が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。）及び地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、要綱別表の事業内容欄のⅠの3及びⅡの2の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則 この要綱は、平成22年11月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

事業内容	事業実施主体	承認基準	事業実施期間	交付率
I 一般型 1 新規就農者補助事業 この事業は、マスタープランに基づき、認定就農者（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項の認定を受けた者をいう。）等が行う農業用機械・施設の導入及び土地基盤の整備（以下「整備事業」という。）について助成を行う事業とする。 なお、この事業において助成対象となる整備事業については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。	市町村又は地域協議会	経営局長が別に定める要件を満たしていること。	平成22年度	定額（事業費の1/2以内（ただし、経営局長が別に定める場合を除く。））
2 融資主体型補助事業 この事業は、マスタープランに基づき、意欲ある経営体が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用し、整備事業を行う場合において、当該整備事業に係る経費からプロジェクト融資の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。 なお、この事業において助成対象となる整備事業については、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。	市町村又は地域協議会	経営局長が別に定める要件を満たしていること。	平成22年度	定額（事業費の3/10以内（ただし、経営局長が別に定める場合を除く。））
3 追加的信用供与補助事業 この事業は、マスタープランに基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、2の事業が実施されている場合にプロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補てんに充てるための経費について助成を行う事業とする。	基金協会	—	平成22年度	定額

4 集落営農補助事業	この事業は、マスタープランに基づき、集落等を単位として農作業の共同化、農業用機械の共同利用等を行う集落営農組織が法人化を図るために必要な農業用機械の整備を行う事業とする。 ただし、当該集落営農組織がこの事業を行うに当たっては、法人化の取組を行うに当たっての指針として、経営局長が別に定める集落営農法人化等経営発展計画をあらかじめ作成するものとする。	集落営農組織（法人化を図ることを目的としていること、その他経営局長が別に定める要件を満たすものに限る。）	経営局長が別に定める要件を満たしていること。	平成22年度	定額（事業費の1/2以内（ただし、経営局長が別に定める場合を除く。））
5 共同利用施設補助事業	この事業は、マスタープランに基づき、意欲ある経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大、複合化・多角化等を図るために必要となる共同利用施設の整備を行う事業とする。	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会、農業者等の組織する団体、第3セクター等（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人をいう。） 、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項の選定事業者、その他経営局長が別に定める要件を満たす法人	経営局長が別に定める要件を満たしていること。	平成22～24年度	定額（事業費の1/2以内（ただし、経営局長が別に定める場合を除く。））
6 経営体育成交流啓発事業	この事業は、意欲ある経営体の経営改善を図るために、経営体間の交	都道府県	—	平成22年度	定額

